



労働保険 とは、このような制度です

労働保険

「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり
労働者を一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は
成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険

労働者が、業務上の事由又は通勤によって負傷したり、
病気に見舞われたりあるいは不幸にも死亡された場合に
被災労働者や、遺族を保護するため必要な保険給付を行なうものです。

雇用保険

労働者が、失業した場合及び労働者について
雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、
労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに
再就職を促進するため必要な給付を行なうものです。

当会の「労働保険事務組合」では

事業主の委託を受けて、事業主が行わなければならぬ
下記の労働保険の事務処理を、事業主に代わって一括して行います。

●受託できる事務の範囲

- ①労働保険料の申告や納付
- ②労働保険関係の成立・雇用保険設置届の提出
- ③労災保険の特別加入の申請
- ④雇用保険の被保険者に関する届出（労働者の入社時、退職時
など、労働保険についての申請・届出・報告に関する事務



労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、
労働保険事務組合が行うことのできる事務には含まれませんので
ご注意ください。

●事務処理を委託すると次のような利点があります

- 1. 労働保険料の申告・納付等の事務が事業主に変わって
処理されるので、事務の省力化が図られます。
- 2. 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に
分割できます。
- 3. 通常では労働保険に加入することができない事業主や
家族従事者の方でも、労災保険に特別加入することができます。

※事業規模等によっては受託できない場合があります。

詳しくは **381-3101** までお問い合わせください。